

人厚第5175号
24.4.16
一部改正 人厚第10751号
24.8.9
一部改正 防人厚第7063号
28.3.31
一部改正 防人厚第1201号
30.2.5
一部改正 防人厚第1176号
令和3年1月29日
一部改正 防人厚第1698号
令和4年2月3日
一部改正 防人厚第21985号
令和6年9月26日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

人事教育局長
(公印省略)

児童手当に関する事務取扱要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、人厚第121号（47.1.14）及び人厚第13675号（23.11.11）は廃止する。

添付書類：別紙

児童手当に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当の認定に関し必要な書類の様式、その他児童手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

2 関係部門間、関係機関との連携

- (1) 児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令（平成24年防衛省訓令第13号）第2条に規定する俸給支給機関の長等（以下「俸給支給機関の長」という。）は、児童手当の認定に当たり、二重支給の防止等、適正な支給を図る観点から、市町村、都道府県及びその他関係機関等との連携に努めるものとする。
- (2) 受給資格に係る状況の変更に伴い、受給資格者が変更となる場合や、過去に受給資格を喪失した者が再度支給要件に該当することとなった場合には、受給資格者は改めて認定請求等が必要となることから、俸給支給機関の長は、当該事実の把握に努め、児童手当を請求する職員（以下「請求者」という。）、児童手当の支給を受ける職員（以下「受給者」という。）又はその他の関係者に対する周知に努めるものとする。

3 手続等の周知

俸給支給機関の長は、児童手当制度の目的を踏まえ、受給資格者が確実に児童手当の支給を受けることができるように、多様な方法により支給要件や請求手続等の周知徹底に努めるものとする。

4 文書等の取扱い

受給者情報、請求書、届書等の受付及び審査に係る記録については、電子計算機等により記録することとしても差し支えないものとする。

5 児童手当受給者情報

俸給支給機関の長は、児童手当に係る認定及び支給に関する事務の適正な処理を図るため、受給者の各別に、別記様式第1による児童手当受給者情報（以下単に「児童手当受給者情報」という。）を電子計算機等により確実に記録し、これを適正に管理及び利用するものとする。

6 児童手当認定請求書の処理

俸給支給機関の長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。）第1条の4第1項に規定する児童手当認定請求書（以下単に「児童手当認定請求書」という。）が提出された場合には、内容を審査した上、請求に係る児童手当の受給資格及び額の認定を行ったときは、請求者に別記様式第2による児童手当認定通知書を交付するものとし、請求に係る児童手当の受給資格がないものと認定したときは、請求者に別記様式第2による児童手当認定請求却下通知書を交付するものとする。

7 児童手当額改定認定請求書の処理

俸給支給機関の長は、規則第2条第1項に規定する児童手当額改定認定請求書（以下単に「児童手当額改定認定請求書」という。）が提出された場合には、内容を審査した上、請求に係る児童手当の額の改定の認定を行ったときは、請求者に別記様式第3による児童手当額改定通知書（以下単に「児童手当額改定通知書」という。）を交付するものとし、請求に係る児童手当の額の改定を行うべき事由がないものと認定したときは、請求者に別記様式第3による児童手当額改定請求却下通知書を交付するものとする。

8 児童手当額改定届の処理

俸給支給機関の長は、規則第3条第1項に規定する児童手当額改定届（以下単に「児童手当額改定届」という。）が提出された場合には、内容を審査した上、届出に係る児童手当の額の改定の認定を行ったときは、届出者に児童手当額改定通知書を交付するものとし、届出に係る児童手当の額の改定を行うべき事由がないと認定したときは、届出者に児童手当額改定届を返付するものとする。

9 職権に基づく児童手当の額の改定手続

俸給支給機関の長は、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日府子本第430号）別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（第12項において「ガイドライン」という。）第13条の規定により、児童手当額改定届が提出されない場合においても、児童手当の額を減額すべき事由が生じたことを確認したときは、職権によりその児童手当の額を改定し、受給者に児童手当額改定通知書を交付するものとする。

10 児童手当現況届の処理

俸給支給機関の長は、規則第4条第1項に規定する児童手当現況届が提出された場合には、内容を審査した上、児童手当額改定認定請求書若しくは児童手当額改定届又は規則第7条第1項に規定する児童手当受給事由消滅届（以下単に「児童手当受給事由消滅届」という。）を提出すべき場合に該当すると認めるときは、速やかに当該請求書又は届を提出させるものとする。

11 児童手当受給事由消滅届の処理

俸給支給機関の長は、児童手当受給事由消滅届が提出された場合には、内容を審査した上、届出に係る児童手当の支給事由が消滅したことを確認したときは、届出者に別記様式第4による児童手当支給事由消滅通知書を交付するものとし、届出に係る児童手当の支給事由が消滅していないことを確認したときは、届出者に児童手当受給事由消滅届を返付するものとする。

12 職権に基づく支給事由消滅の処理

俸給支給機関の長は、ガイドライン第22条の規定により、児童手当受給事由消滅届が提出されない場合においても、児童手当を支給すべき事由が消滅したことを確認したときは、職権により児童手当の支給を打ち切り、受給者に前項の児童手当支給事由消滅通知書を交付するものとする。

13 児童手当支給情報

俸給支給機関の長は、児童手当を支給する場合においては、別記様式第5による児童手当支給情報を電子計算機等により確実に記録し、これを適正に管理及び利用するものとする。

14 未支払児童手当請求書の処理

俸給支給機関の長は、規則第9条第1項に規定する未支払児童手当請求書が提出された場合には、内容を審査した上、請求に係る未支払の児童手当を支給すべきものと認定したときは、請求者に別記様式第6による未支払児童手当支給決定通知書を交付するとともに、速やかに未支払の児童手当を支給するものとし、請求に係る未支払の児童手当の支給を行うべき事由がないと認めるときは、請求者に別記様式第6による未支払児童手当請求却下通知書を交付するものとする。

15 不支給の手続

俸給支給機関の長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給しないものと決定したときは、受給資格者に別記様式第7による児童手当不支給通知書を交付するものとする。

16 支払の一時差止手続

俸給支給機関の長は、法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めるものと決定したときは、受給者に別記様式第8による児童手当支払差止通知書を交付するものとする。

17 児童手当に係る海外留学に関する申立書

(1) 児童における処理

俸給支給機関の長は、請求者が、法第3条第1項に規定する留学等により、国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合は、児童手当認定請求書に、別記様式第9による児童手当に係る海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等を添付させるものとする。

(2) 第三子以降算定額算定対象者における処理

俸給支給機関の長は、請求者が、法第6条第2項第2号に規定する留学等により、国外に居住している第三子以降算定額算定対象者について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費の相当部分を負担している場合は、別記様式第10による児童手当に係る海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等を添付させるものとする。

18 児童手当の受給資格に係る申立書（未成年後見人）

俸給支給機関の長は、請求者が、法第4条第1項第1号による未成年後見人である場合は、児童手当認定請求書に、別記様式第11による児童手当の受給資格に係る申立書、請求に係る児童の戸籍抄本等を添付させるものとする。

19 児童手当の受給資格に係る申立書（同居父母）

俸給支給機関の長は、請求者が、法第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者である場合は、児童手当認定請求書に、別記様式第12による児童手当の受給資格に係る申立書及び当該申立に係る事実を証明する書類を添付させるものとする。

20 児童手当の受給資格に係る申立書（配偶者からの暴力（DV）のため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している者）

俸給支給機関の長は、請求者が、配偶者からの暴力を理由に住民票上の住所地と異なる住所地で請求した場合は、児童手当認定請求書に、別記様式第13による児童手当の受給資格に係る申立書、生活の本拠が分かる書類等を添付させるものとする。

21 戸籍及び住民票に記載のない児童に関する申立書

俸給支給機関の長は、請求者が、戸籍及び住民票に記載のない児童に係る請求をした場合は、児童手当認定請求書に、別記様式第14による戸籍及び住民票に記載の無い児童に関する申立書、出生証明書、児童の生活の記録が分かる書類等を添付させるものとする。

22 第三子以降算定額算定対象者の認定における処理

俸給支給機関の長は、請求者に児童手当請求等における第三子以降算定額算定対象者がある者においては、別記様式第15により、監護相当・生計費の負担についての確認書を提出させ、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びに生計費の相当部分についての負担の状況等を確認すること。ただし、第三子以降算定額算定対象者が学生の場合は、その卒業予定年月まで監護相当・生計費の負担についての確認書の提出は省略することができる。

23 受給者情報等の保存期間

受給者情報、請求書及び届書等は、それぞれ次の期間保存するものとする。

(1) 児童手当受給者情報

支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年

(2) 児童手当認定請求書

支給事由の消滅の日の属する年度の翌年度から5年

(3) 児童手当現況届

提出のあった日の属する年度の翌年度から2年

(4) 未支払児童手当請求書

提出のあった日の属する年度の翌年度から2年

(5) 児童手当額改定認定請求書

提出のあった日の属する年度の翌年度から2年

(6) 前5号以外の届書等

提出のあった日の属する年度の翌年度から1年

24 俸給支給機関を異にする異動

俸給支給機関の長は、受給者が俸給支給機関を異にする異動を行った場合には次により処理するものとする。

(1) 俸給支給機関の長は、受給者が、他の俸給支給機関の長の支給等の事務の対象である職員となったときは、当該受給者に係る児童手当受給者情報、児童手当認定請求書及びその添付書類を異動後の俸給支給機関の長に送付するものとする。

(2) 異動前の俸給支給機関の長は、当該受給者に係る児童手当受給者情報、児童手当認定請求書及びその添付書類並びにその他の認定及び支給に関する情報を記録するものとする。

25 その他

(1) この要領は、令和6年10月1日から適用する。

(2) この要領の適用の日前の児童手当関係事務処理については、なお従前の例による。

児童手当受給者情報

受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)	性別		男・女	生年月日	職業	ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等ではない者			配偶者の有無	有・無	
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 -		支払希望 金融機関	名称	預金種別	支店名			個人番号		
者	1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年)	(上欄と異なる場合に記入してください)		口座番号		カナ						
		〒 -		口座名義		漢字						
配偶者等	(ふりがな) 氏名					住所 (請求者と異なる場合)	〒 -					
	職業	ア.被用者 イ.公務員 (勤務先: ウ.被用者等ではない者)				個人番号	1月1日時点の住所(上欄と異なる場合に記入してください) 〒 -					
児童の兄弟等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名及び個人番号	続柄	生年月日	住所	職業等	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)		
					・学生 ・無職 ・その他			1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()		1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()		
児童	氏名及び個人番号(別居監護の場合)	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当該当年月日		非該当年月日
				同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満	3歳以上	
				同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
				同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
				同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
				同・別			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
加入している公的年金制度の種類別				扶養親族及び児童の数		人	認定年月日		支給開始年月		手当月額	
ア.厚生年金保険 イ.国民年金 ウ.その他() アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に を記入してください。 ()私立学校教職員共済 ()地方公務員等共済 ()国家公務員共済				うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数		(人)					・3歳未満分 円 ・3歳以上分 円 ・第3子以降分 円 計 円	
備考	所得の状況				年分所得額		円		支給事由消滅 年月日・消滅事由		(消滅事由)	

(裏面)

区分		年度		年度		年度		年度		年度	
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
現 況 届	届出の有無	有・無		有・無		有・無		有・無		有・無	
	被用者又は公務員か否かの別	被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被		被・公・非被	
	加入年金等の種別										
	前年の所得額	円		円		円		円		円	
	扶養親族等及び児童の数	人		人		人		人		人	
	うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数	(人)		(人)		(人)		(人)		(人)	
	備考										
支 払 金 額	10月期	支払年月日									
		児童手当等の支払金額		3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計							
	12月期	支払年月日									
		児童手当等の支払金額		3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計							
	2月期	支払年月日									
		児童手当等の支払金額		3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計							
	4月期	支払年月日									
		児童手当等の支払金額		3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計							
	6月期	支払年月日									
		児童手当等の支払金額		3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計							
	8月期	支払年月日									
		児童手当等の支払金額		3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計							
		備考									

殿

俸給支給機関の長
(公印省略)

認定
児童手当 通知書
認定請求却下

令和 年 月 日付で請求のありました児童手当については、
とおり認定
次の 理由で請求を却下
しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項	
1. 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(うち第3子以降) 人
	計 人
2. 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	(うち第3子以降) 円
	計 円
3. 支給開始年月	令和 年 月から
4. 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()
認定請求却下に関する事項	
却下した理由	()
備考	

殿

俸給支給機関の長
（公印省略）

額 改 定
児童手当 通知書
額改定請求却下
児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり 改定
職 権 却下

しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(うち第3子以降) 人
	計 人
2. 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	(うち第3子以降) 円
	計 円
3. 改定年月	令和 年 月から
4. 改定（増・減額）の理由（)	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

殿

俸給支給機関の長
(公印省略)

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 令和 年 月 日

2. 消滅の理由

別記様式第5（第13項関係）

児童手当支給情報						
番号	所属	階級	氏名	支給額	支給該当月	摘要
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
					・ 月	
上記の児童手当の額は正しいことを証明します。 令和 年 月 日 (俸給支給機関の長) 官職 階級 氏名				上記の児童手当を支払ったことを証明します。 令和 年 月 日 (資金前渡官吏) 官職 階級 氏名		

(担当者)
所 属
氏 名
連絡先

(担当者)
所 属
氏 名
連絡先

殿

俸給支給機関の長
(公印省略)支給決定
未支払児童手当 通知書
請求却下

令和 年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給

支給することに決定
については、次のとおり 請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	令和 年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

殿

俸給支給機関の長
(公印省略)

児童手当不支給通知書

下記のとおり児童手当を支給しないことに決定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

不支給の内容	不支給の事由	
	不支給額	円
	不支給開始年月	令和 年 月 日

殿

俸給支給機関の長
(公印省略)

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで

2 父母等の状況	(1)	父母等の氏名・住所	氏名（続柄）	住所
			()	〒 -
	(2)	監護の状況 (面会など)	()	〒 -
(3)	生計関係の状況 (生活費の送金状況等)			
3 添付書類	(添付したものに✓) <input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等） <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等） <input type="checkbox"/> 翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）			

（記入上の注意）

- 1 (2)「留学期間（予定）」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日（予定日）を記入してください。
- 1 (6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況（日本国内の居住状況については住民票上の住所）を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人がいる場合は当該未成年後見人についても記入してください。
- 2 (2)「監護の状況」欄及び(3)「生計関係の状況」欄は申立人（児童手当の請求者）と児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類（留学先の教育機関等から発行される在学証明書等）を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者（親族以外）の方の翻訳書を併せて添付してください（当該翻訳書に翻訳者の署名及び連絡先を記載してください）。

別記様式第10（第17項関係）

児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童の兄弟等用）

俸給支給機関の長 殿

【申立人】（児童手当の請求者）

住 所

〒 -

氏 名

私は、児童手当法第6条第2項第2号に規定する留学等の理由により国外に居住している児童の兄弟等について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費の相当部分を負担していることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留学している児童の状況等	(1)	氏名〔性別〕（生年月日）	(男・女) (平成・令和 年 月 日生)
	(2)	留学期間（予定）	令和 年 月 日 ～ 年 月 日
	(3)	留学している教育機関等の名称	
	(4)	留学の目的	
	(5)	居住地（国名・居住地）	
	(6)	児童と同居している者の氏名（続柄）	<ul style="list-style-type: none"> ・ () ・ ()
	(7)	留学前の国内居住状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 年 月～ 年 月 〒 - ・ 令和 年 月～ 年 月 〒 - ・ 令和 年 月～ 年 月 〒 -

2 父母等の状況	(1)	父母等の氏名・住所	氏名（続柄）	住所
			()	〒 -
	(2)	監護相当の状況 (面会など)	()	〒 -
			()	〒 -
(3)	生活費の負担の状況 (生活費の送金状況等)			
3 添付書類	(添付したものに✓) <input type="checkbox"/> 留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等） <input type="checkbox"/> 留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等） <input type="checkbox"/> 翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）			

（記入上の注意）

- 1 (2)「留学期間（予定）」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日（予定日）を記入してください。
- 1 (6)「児童の兄姉等と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童の兄姉等と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあつては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況（日本国内の居住状況については住民票上の住所）を記入してください。
- 2 (1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の兄姉等の父母等（申立人）について記入してください。
- 2 (2)「監護相当の状況」欄及び(3)「生計費の負担の状況」欄は申立人（児童手当の請求者）と児童の兄姉等との状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の兄姉等の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類（留学先の教育機関等から発行される在学証明書等）を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者（親族以外）の方の翻訳書を併せて添付してください（当該翻訳書に翻訳者の署名及び連絡先を記載してください）。

児童手当の受給資格に係る申立書
(未成年後見人)

俸給支給機関の長 殿

【申立人】 (児童手当を請求した未成年後見人)
住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)
〒 -

氏 名 (法人名)

私は、児童の未成年後見人であることを当該児童の戸籍抄本を添えて申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

記

1	未成年被後見人である児童の氏名等	氏 名		性別	生年月日
				男・女	平成 令和
			男・女	平成 令和	年 月 日生
2	上記の児童の父母の状況	続柄	氏 名	住所等	
		父		〒 - 勤務先：	
		母		〒 - 勤務先：	

(注) 父又は母が公務員の場合は、勤務先を記入してください。(公務員でない場合は記入不要です。)

児童手当の受給資格に係る申立書
(同居父母)

俸給支給機関の長 殿

【申立人】 (児童手当の請求者)

住 所

〒 ー

氏 名

私は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

同居している児童	氏 名 (性別) (生年月日)	[男・女] (平成・令和 年 月 日生)
	氏 名 (性別) (生年月日)	[男・女] (平成・令和 年 月 日生)
	氏 名 (性別) (生年月日)	[男・女] (平成・令和 年 月 日生)
別居している配偶者(上記児童の親)の状況	氏 名	
	上記児童との続柄	
	住 所	〒 ー 勤務先：
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に✓、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 離婚協議中につき別居している <input type="checkbox"/> その他〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添(※)	

※離婚協議中であることを明らかにできる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等）を添付してください。

【参考】児童手当法（抄）

（支給要件）

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
 - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
 - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
 - 四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

別記様式第13（第20項関係）

児童手当の受給資格に係る申立書

（配偶者からの暴力（DV）のため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している者）

俸給支給機関の長 殿

【申立人】（児童手当の請求者）

実際に居住している住所

〒 ー

氏 名

私は、配偶者からの暴力のため住民票上の住所地には居住せず、【現在は / 6月1日時点において】下記の住所地に居住しているとともに、児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて申し立てます。

記

1 受給者

ア 実際に居住している住所地	〒 ー	
イ 住民票上の住所地	〒 ー	

2 対象児童

1 人 目	(1) 氏名等	氏名（ふりがな）	性別	生年月日
		()	男・女	平成 年 月 日 令和
2 人 目	(2) 実際に居住している住所地	申立人と同住所・別住所		
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同住所・別住所		
	(1) 氏名等	氏名（ふりがな）	性別	生年月日
2 人 目	()	男・女	平成 年 月 日 令和	
	(2) 実際に居住している住所地	申立人と同住所・別住所		
	(3) 住民票上の住所地	申立人と同住所・別住所（)		

（注）【 】は提出する書類（認定請求書または現況届）により選択してください。

別記様式第14（第21項関係）

戸籍及び住民票に記載のない児童に関する申立書

俸給支給機関の長 殿

【申立人】（児童手当の請求者）

住 所

〒 ー

氏 名

私は、下記のとおり戸籍及び住民票に記載のない児童を監護し、かつ【生計が同一である / 生計を維持している】ことを、下記のとおり申し立てます。

記

		氏 名 (ふりがな)	性別	生年月日
1	児童の氏名等	()	男・女	平成 令和 年 月 日
		()	男・女	平成 令和 年 月 日
2	戸籍及び住民票に児童の記載がない理由			
3	今後の記載見込み			
4	児童の母がわかる書類（注1）	別添（児童の出生証明書を添付）		
5	養育者と児童の監護・生計関係や児童が国内に居住していることがわかる書類（注2）	別添 （母子健康手帳の直近の乳幼児健診の記録又は児童の在園（在学）証明等を添付）		

※ 【 】は請求者が児童の母の場合は「生計が同一である」、その他の養育者の場合は「生計を維持している」を選択してください。

（注1）現況届の場合は添付する必要はありません。

（注2）他の方法により確認出来る場合には、添付を省略することが出来ます。

監護相当・生計費の負担についての確認書

（申立先） 俸給支給機関の長 殿

私は、以下に記載する者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。

申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

記

1	ふりがな 氏名		生年月日				住所												
			平成 令和	年	月	日													
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※				通学先（学生の場合のみ）			卒業予定時期 （学生の場合のみ）			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）				申立人による生計費の負担の状況 （該当するものすべてに○）		
			学生 ・ 無職 ・ その他				令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）				1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）					
2	ふりがな 氏名		生年月日				住所												
			平成 令和	年	月	日													
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※				通学先（学生の場合のみ）			卒業予定時期 （学生の場合のみ）			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）				申立人による生計費の負担の状況 （該当するものすべてに○）		
			学生 ・ 無職 ・ その他				令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）				1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）					
3	ふりがな 氏名		生年月日				住所												
			平成 令和	年	月	日													
	個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※				通学先（学生の場合のみ）			卒業予定時期 （学生の場合のみ）			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）				申立人による生計費の負担の状況 （該当するものすべてに○）		
			学生 ・ 無職 ・ その他				令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）				1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）					

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）

住所

氏名

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄姉等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性自立支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。